

上尾市告示第 66 号

上尾市駐車場設置基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市駐車場設置基準の一部を改正する告示

上尾市駐車場設置基準（平成 22 年上尾市告示第 186 号）の一部を次のように改正する。

1 (3)の表に注として次のように加える。

注 開発行為に係る開発区域が属する用途地域の区分が近隣商業地域又は商業地域及びその他の地域それぞれに該当する場合にあっては、表に掲げる台数に近隣商業地域又は商業地域の面積を開発区域の全体の面積で除して得た割合を乗じて得た台数以上とすること。

2 の後段を削り、2 に次のただし書を加える。

ただし、当該駐車場が機械式置場等で既製品を使用するものである場合にあっては、この限りでない。

2 の表の注 1 のただし書を削り、同表の注 2 の次に次のように加える。

3 開発行為に係る予定建築物等の用途が住宅である場合に設置する自転車駐車場にあっては、原則として、屋根を設けること。

3 の次に次のように加える。

4 駐車場の位置

駐車場の位置は、原則として、開発区域内とすること。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。